

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第55回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成24年12月10日（月）10：00～14：25

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）伊藤眞，岩井重一，大橋寛明，田中成明（委員長），中田裕康，林眞琴，
平木典子，明賀英樹，村瀬均（敬称略）

（庶務）戸倉総務局長，小林審議官

（説明者）徳岡人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成25年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成25年4月期の弁護士任官候補者について

（2）次回の予定について

5 議事

（1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成24年下半期の判事補から判事への任命候補者及び平成24年9月の出向からの復帰候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

- ・ 平成25年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、平成25年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者120人のうち、3人が願いを取り下げたことにより、今回の審議対象から外れたことが報告された。また、9月3日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。さらに、報告された情報が大部になったことから、予定どおり12月3日に作業部会が開催され、重点審議者として追加すべき者の有無についての検討及び9月の委員会において重点審議者とされた者についての検討が行われたことも併せて報告された。このほか、地域委員会における情報収集に関し、地域委員会から送付された情報の中には、依然として、弁護士会を經由して地域委員会に提供された情報が多く含まれていること、各地域委員会では、段階評価式アンケート方式のものは送付しないものの、弁護士会経由の情報であっても、具体的事実が指摘され、情報提供者の氏名が明示されているものについては、情報の適格性の最終判断を当委員会に委ねることとして、これを当委員会に送付していることから、作業部会でも、弁護士会経由の情報の適格性については委員会において個別に判断されるという前提で、これを一律に排除することなく、検討資料に含めて作業を行っていることが説明された。

庶務からの報告を受けて、弁護士からの情報については、今後とも、弁護士会経由ではなく、地域委員会に直接提供されるよう、弁護士会に対して働き掛けていく必要があるが、本日の委員会においても、作業部会での取扱いと同様に、弁護士会経由の各情報については、一律に排除することなく、個別にその適格性を判断することとして審議を行うこととされた。

作業部会長である伊藤委員から、作業部会において、9月の委員会で重点審議者とされた者に追加して重点審議者とすべき者を検討した結果について報告され、審議の結果、重点審議者を追加することとされた。

続いて、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告

がされ、その結果を踏まえて、指名候補者117人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、113人については指名することが適当であると、4人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成25年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、平成25年4月期の弁護士任官候補者3人のうち、1人が任官希望を取り下げたことにより、今回の審議対象から外れたことが報告された。また、9月3日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会での依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者2人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、1人については裁判官として指名することが適当であると、1人については裁判官として指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、平成24年12月21日(金)午後1時30分から開催され、平成25年1月の新任判事補候補者について審議することとなった。

以上